

防災マニュアル

放課後等デイサービス ふらすこ

第１．計画作成の目的

この計画は、「放課後等デイサービスふらすこ」における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、被害の防止と軽減を図ることを目的に作成するものである。

第２．平常時における対策

１．防災対策委員会の設置等

（１）防災対策委員会の設置

「放課後等デイサービスふらすこ」における防災対策の総合的な推進を図るため、施設長を委員長とする防災対策委員会を設置する。

（２）防災対策委員会の構成

防災対策委員会は、委員長のほか、総務班、情報班、設備点検班、消火班、避難誘導班、救援救護班及び物資班を組織する。

（３）防災対策委員会の業務

防災対策委員会の業務は、次に定めるところによる。

ア 防災計画の改廃に関すること

イ 防災関係諸規程の整備に関すること

ウ 建物及び設備の耐震化並びに防災設備の改善及び強化に関すること

エ 防災訓練に関すること

オ 防災教育及び防災の広報に関すること

カ その他、防災上必要な事項

（４）防災対策委員会の開催

防災対策委員会は、３箇月に１度開催する。ただし、緊急に開催する必要があるときは、その都度委員長が招集する。

（５）業務班の設置

防災対策委員会の下に、委員長の指名する者を責任者とする総務班、情報班、設備点検班、消火班、避難誘導班、救援救護班及び物資班を組織する。なお、各班の任務は、別表①に定めるとおりとする。

２．施設の安全対策

（１）施設の耐震化の推進

建築物の耐震診断を行い、その結果に基づき補強等の整備を計画的に行う。

（２）家具等の転倒防止対策

机、ロッカー、書棚等に、地震による転倒、移動、落下等の二次的被害を予防するため補強措置を講ずる。

(3) 設備点検等の実施

危険物及び避難設備の点検整備を別表②により行う。

3. 物資の備蓄

災害発生により必需品の補給が受けられなくなった場合やライフラインが停止した場合でも入所者への適切なケアを確保できるよう、食料品、医薬品、衛生用品等を備蓄する。なお、備蓄する物資の種類及び数量は次のとおりとする。

【種類数量】

- ①食料品 利用者用 10人の3日分 職員用 5人の3日分
- ②医薬品及び衛生用品 利用者の3日分
- ③飲料水 1人1日3リットルを目安に3日分

4. 職員参集体制の整備

災害発生時の職員参集計画は、別表③のとおりとする。

5. 利用者の安否確認の方法の検討

利用者が施設外にいる時の安否確認方法について、利用者又はその家族と事前に話し合い合意形成を図る。

6. 利用者家族との連絡体制の確立

利用者の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取りに関する情報を台帳として整備する。

7. 避難経路及び避難所の確認

近隣の避難場所とそこまでの経路を確認するとともに、避難場所管理者と受入れ体制や必要なサポートについて調整を図る。

また、送迎時の被災に備え、送迎経路にある避難場所及び他の社会福祉施設の位置を確認する。

8. 地域社会との連携

近隣の病院、開業医、他の社会福祉施設、地域の自主防災組織（自治会）、民生委員等と日ごろから連携を図り、緊急時の協力体制を確立する。

9. 防災訓練の実施

利用者の安全な場所への避難・誘導、負傷者の救護・応急措置等、職員各人に定められた任務を確実に果たし被害を最小限にとどめるため、防災訓練を年3回以上実施する。

第3. 災害発生直後における対策（震災）

1. 身の安全の確保

自らの身の安全を確保するとともに、机の下に隠れる、又は柔らかいものを掛けるなど頭部を守る行動をとるよう呼びかける。

2. 初期消火活動

火元付近にいる職員は分担し火元の確認及び消火活動を行う。

3. 出口及び通路の確保

利用者が安全な場所へ避難できるよう誘導灯等を確認しながら出口や通路の安全性の確保を行う。

4. 利用者及び職員の安否確認

利用者及び職員の安否確認を実施し、安全な避難スペースへ誘導する。

5. 利用者及び職員の応急手当の実施

利用者及び職員の怪我等の状態を確認し、負傷者に対し応急手当を施す。

6. 情報の入手

テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を入手し、周囲の状況を正確に把握する。

7. 組織活動の開始

職員参集計画・役割分担計画に基づき、参集した職員による班編成を行うとともに組織活動を開始する。

8. 施設内外の点検

火気器具及び危険物の点検を行い、出火の有無を確認した上で施設の倒壊危険性の判定を行う。また、室内、通路、廊下等の落下物や転倒物の点検を行い、二次被害の発生を防ぐ。

9. 利用者の避難誘導

施設長等は建物の損壊状況や周囲の状況を踏まえ、建物内にとどまるか建物外へ避難するか判断をし避難行動を指示する。また、利用者を建物外へ避難誘導する場合、職員は利用者のケース記録、カルテ、処方箋、常備薬等の生命に関わる物を非常持出品として携帯する。

第4. 災害発生直後における対策（風水害）

1. 情報の入手

テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を入手し、施設周辺の状況を正確に把握する。

2. 定期的な情報提供

利用者及び職員の不安を解消するため、定期的に情報提供を行う。

3. 消火活動等の準備

火元及び危険物の点検を行い火気使用を制限する。

4. 物資の保護

浸水に備え、食料品、医薬品、衛生用品、衣類等の物資を高い場所へ移動させる。

5. 避難誘導の準備

（1）救護運搬用具及び非常持出品の確認

担架、車椅子等の救護運搬用具、及び非常持出品を確認する。また、利用者の健康状態を確認し、身体状況に応じた避難方法及び避難経路を確認する。

（2）出口及び通路の確保

利用者が安全な場所へ避難できるよう必要な出口や通路の安全性の確保を行う。

6. 利用者の避難誘導

施設長等は、気象情報や建物の立地条件を踏まえ、建物内にとどまるか建物外へ避難するかどうか判断し避難行動を指示する。

また、利用者を建物外へ避難誘導する場合、職員は利用者のケース記録、カルテ、処方箋、常備薬等の利用者の生命に関わる物を非常持出品として携帯する。

第5. 被災生活の確保・サービス再開に向けた対策

1. 利用者家族への安否情報の提供

利用者家族へ安否情報の提供を行う。

2. 情報通信体制の確立

食料、水、トイレ等の生活必需品及び水道、電気、ガス、電話等のライフラインを確認し、市や関係事業者へ状況報告と応援要請を行う。

3. 備品等の確保

サービス再開に向け日常的に必要な備品等の確認を行い、不足する場合には市や関係機関と連携を図り調達する。

4. 利用者の心のケアと健康状態の確認

利用者の精神状態及び健康状態を継続的に確認し必要な対応にあたる。

別表①

総括責任者	班	班長	任務
桃山 克也	指揮班	桃山 克也	各班への指示
	情報収集 ・ 連絡担当班	越智 史花	気象・災害の情報収集
			職員への連絡・安否確認
			関係機関との連絡・調整
			利用者家族への連絡
			地域住民やボランティア団体等への協力依頼等
			避難状況の取りまとめ
	避難誘導班	目見田 美月	利代者の安全確認
			利用者への状況説明
	応急救護班	矢野 裕子	利用者の避難誘導
			負傷者の救出
			負傷者への応急処置・病院移送

別表②

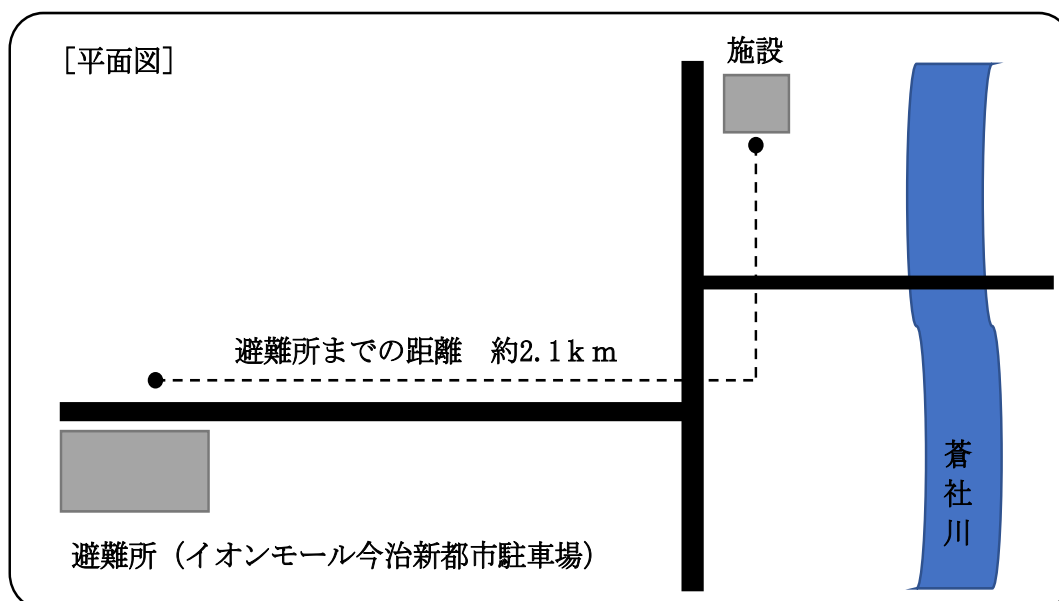
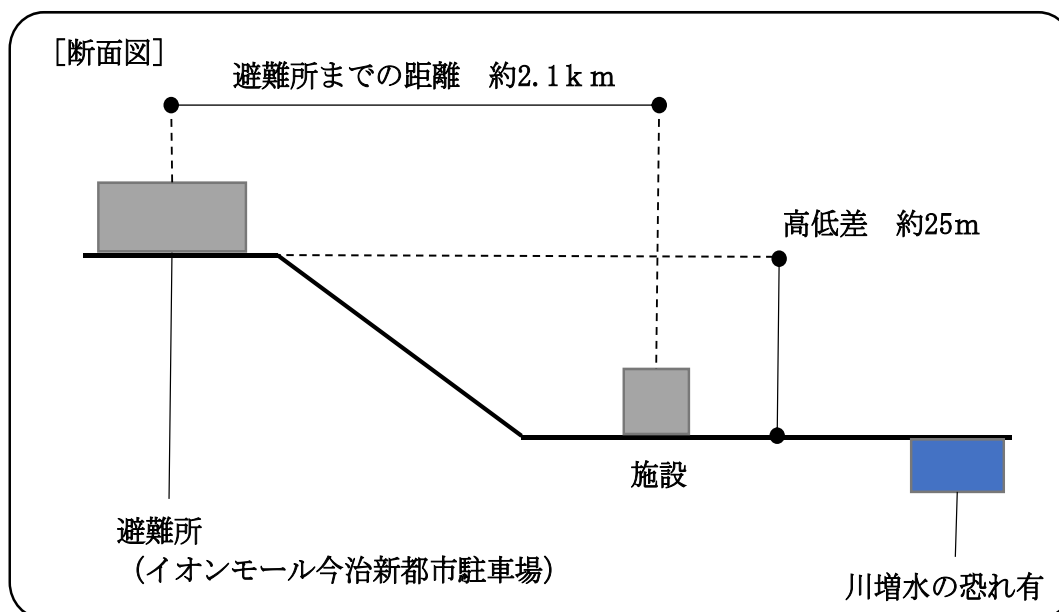
点検整備表

対象物	点検事項	点検担当者
建築物	○ 建築物の耐火性及び耐震性（構造、内装、防火区域等）に異常がないか ○ 建築物の基礎・土台が老朽化していないか ○ 外壁又は内壁に亀裂による落下の恐れがないか ○ 出入口、廊下及び階段に転倒するおそれがある物又は落下するおそれがある物がないか ○ 照明器具、時計等は固定されているか ○ 機材及び設備が倒壊するおそれがないか ○ 安全な避難経路が確保されているか	桃山 克也
火気使用 設備器具 関係	○ 火気使用設備（ボイラー・ガス関係設備・湯沸所等）、火気使用器具（炊事器具、暖房器具及び電気器具全般）の安全性及び耐震性はどうか ○ 火気使用設備などは転倒又は落下しないか ○ 火気使用器具の台座が安全になっているか ○ 周囲から転倒又は落下するものはないか ○ 火気使用器具の周囲に燃えやすいものが置いてないか ○ ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができているか	越智 史花
消防用設備関係	○ 消火器等が指定された場所にあるか ○ 消火器が転倒又は落下し、損傷を受けることはないか ○ 消火栓及び火災報知機の点検・管理は適切に行われているか	目見田 美月

別表③
職員参集計画

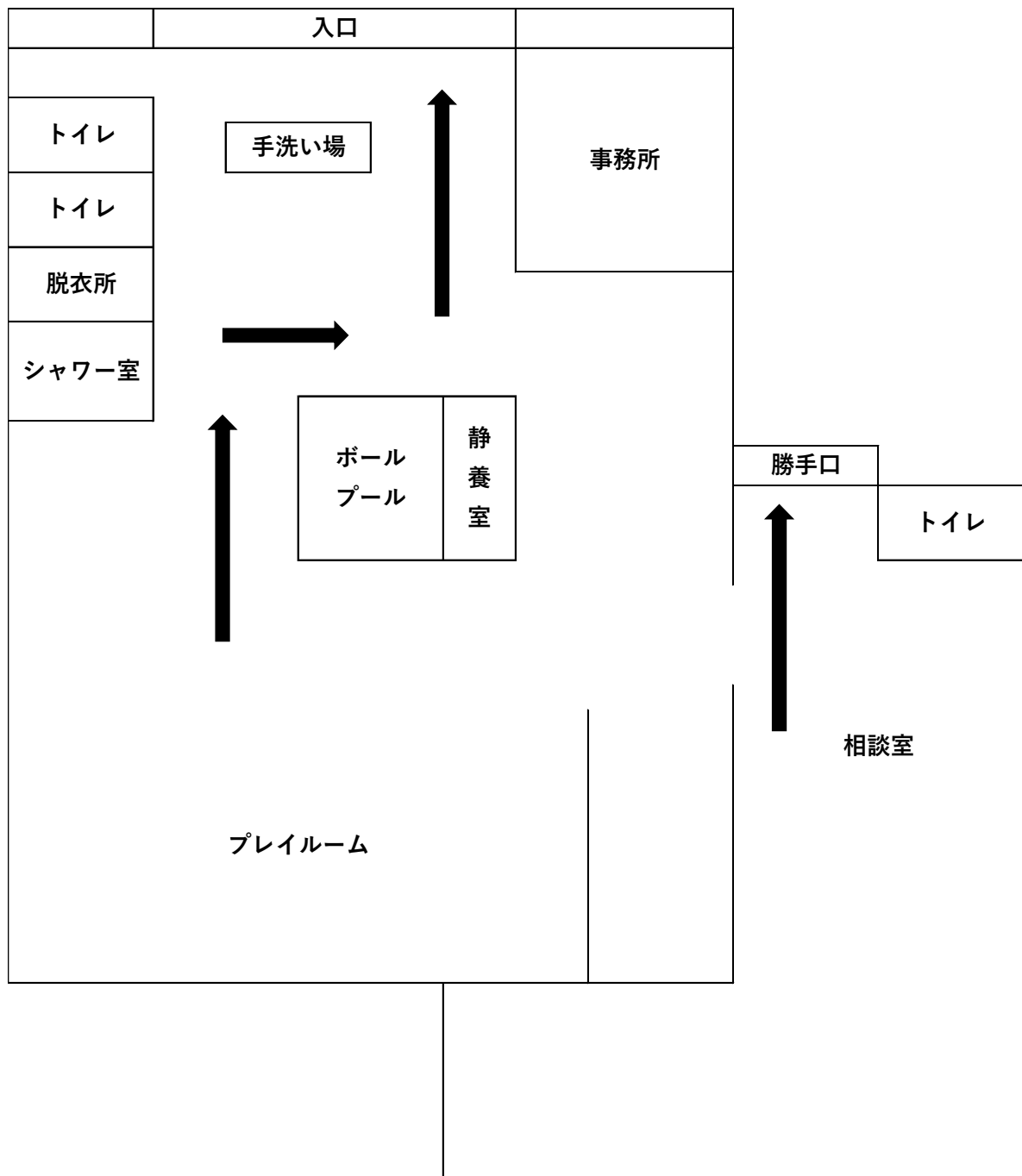
配備体制	配置基準	対象職員
注意配備体制	①地域に大雨、大雪、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②地域に震度3の地震が発生したとき ③地域に津波注意報が発表されたとき	・総括責任者は自宅待機し、常に出勤できるようにすること
警戒配備体制	①地域に大雨、大雪暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②地域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③地域に津波警報が発表されたとき	・総括責任者及び各班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は、自宅待機
災害対策本部体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ※注意報、警報発令時において、さらに状況の悪化が見込まれるとき ②避難準備・避難開始の発令 ③地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要すること ④地域に震度5強以上の地震が発生したとき ⑤地域に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑥その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び各班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

(参考 1) 施設の位置図、周辺環境 ※自施設の状態を図示する。



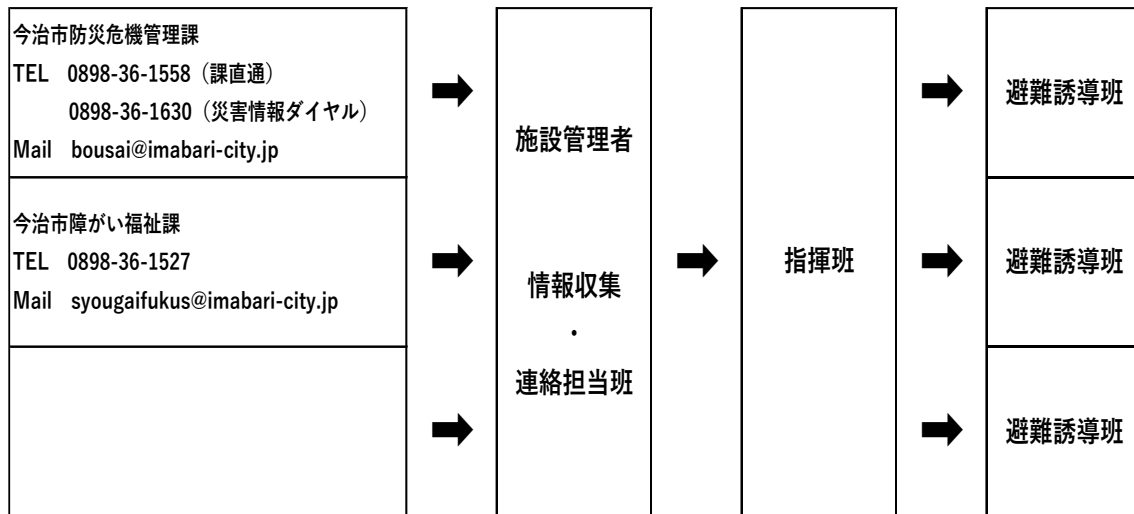
(参考2) 施設内の避難経路

※自施設の避難経路を図示する。

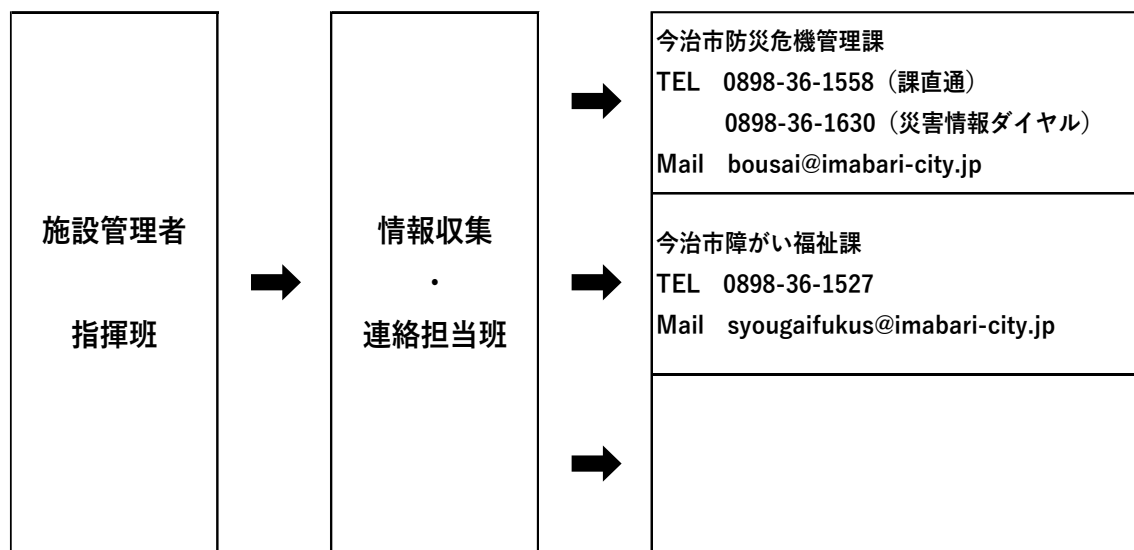


(参考3) 防災・災害情報の受伝達

(1) 今治市等からの情報



(2) 施設から今治市及び関係機関、関係団体へ発信する情報



〈通報例〉

- ①どこで
- ②何が、どうなったか、けが人等は
- ③今の対応は

(3) 緊急連絡先一覧表

機関名	所在地	電話	FAX	メール
今治市障がい福祉課	〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1	0898-36-1527	0898-32-5211	syougai Fukus@imabari-city.jp
今治市防災危機管理課	〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1	0898-36-1558 (課直通) 0898-36-1630 (災害情報ダイヤル)	0898-32-5211	bousai@imabari-city.jp
今治中央消防署	〒794-0043 今治市南宝来町2丁目1-1	0898-32-6666(代) 火災案内：0898-32-7700 救急病院案内：0898-32-3300	0898-32-0119	shoubou@imabari-city.jp
今治警察署	〒794-0042 今治市旭町1丁目4-2	0898-34-0110		

(4) 職員間の情報受伝達系統図

